

割賦販売法等について (平成28年改正法の評価等について)

2023年11月

経済産業省 商務・サービスグループ

商取引監督課

1－1．平成28年改正法の評価

平成28年割賦販売法改正の概要・趣旨

出典：割賦販売法の一部を改正する法律について（平成29年1月）

- クレジットカードを発行する会社、加盟店と契約を締結する会社が別会社となる形態（いわゆる「オフアス取引」）が増加し、クレジットカードを取り扱う加盟店の管理が行き届かないケースが存在。クレジットカード番号等の漏洩事件や利用被害も増加しており対応が必要。
- 加えて、革新的な金融サービス事業を行うフィンテック企業の決済代行業への参入を見据え、安全・安心なクレジットカード利用環境を実現するための対応も必要。

措置事項の概要

（1）加盟店管理の強化

- 加盟店に対しクレジットカード番号等を取り扱うことを認める契約を締結する事業者（アクワイアラー(加盟店契約会社)等）について、登録制度を創設するとともに、加盟店への調査等を義務付ける。

（2）クレジットカード情報の適切な管理等

- 加盟店に対し、クレジットカード番号等の情報管理や自らの委託先に情報管理に係る指導等を行うことを義務付ける。
- 加盟店に対し、クレジットカード端末のIC対応化などによる不正使用対策を義務付ける。

（3）フィンテックの更なる参入を見据えた環境整備

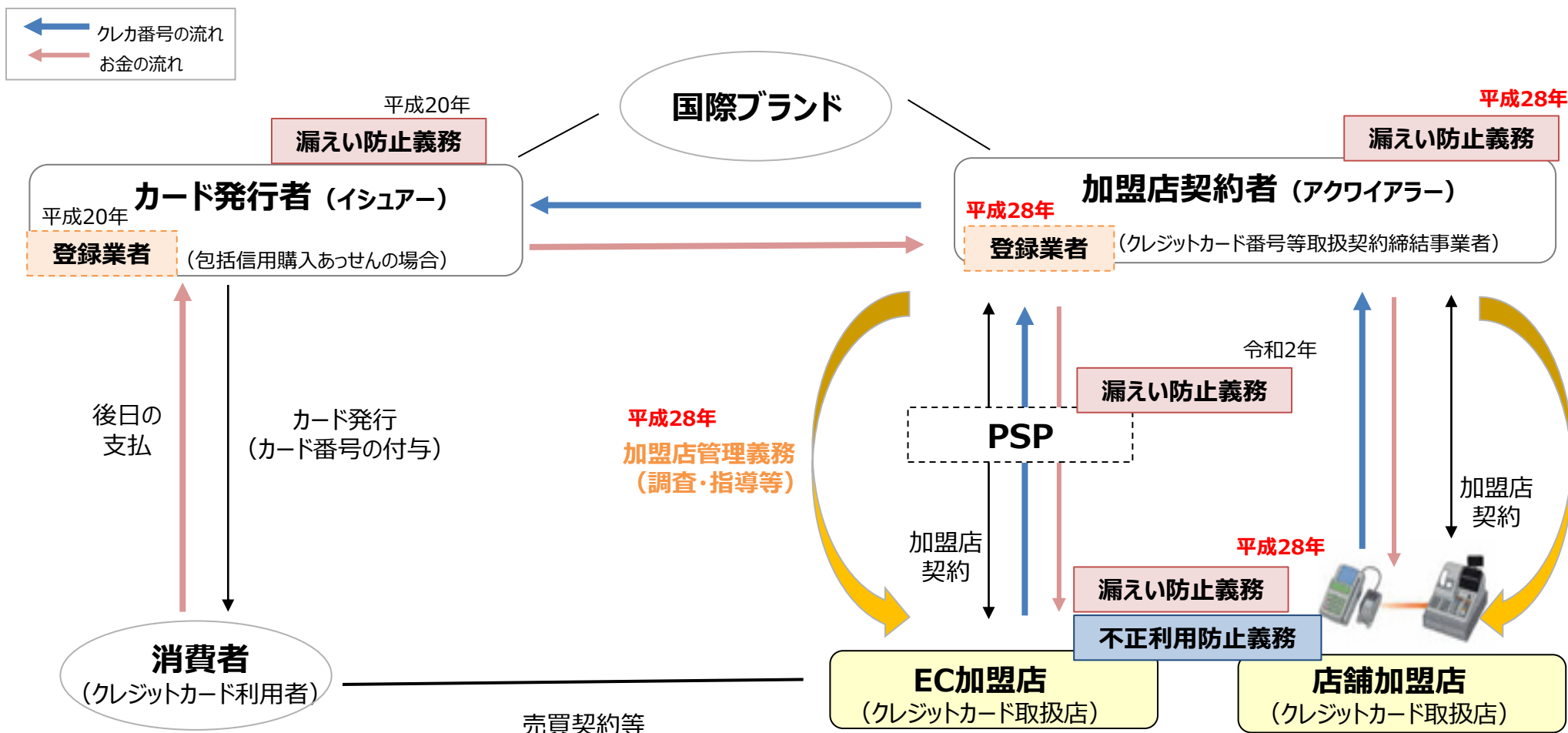
- アクワイアラーと同等の位置付けにある決済代行業者(フィンテック企業等)も、アクワイアラーと同一の登録を受けられる制度を導入する。
- 加盟店のカード利用時の書面交付義務を緩和する。

（検討）

第十二条 政府は、**施行日※以後五年を経過した場合において、新法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる**ものとする。 ※2018年6月1日

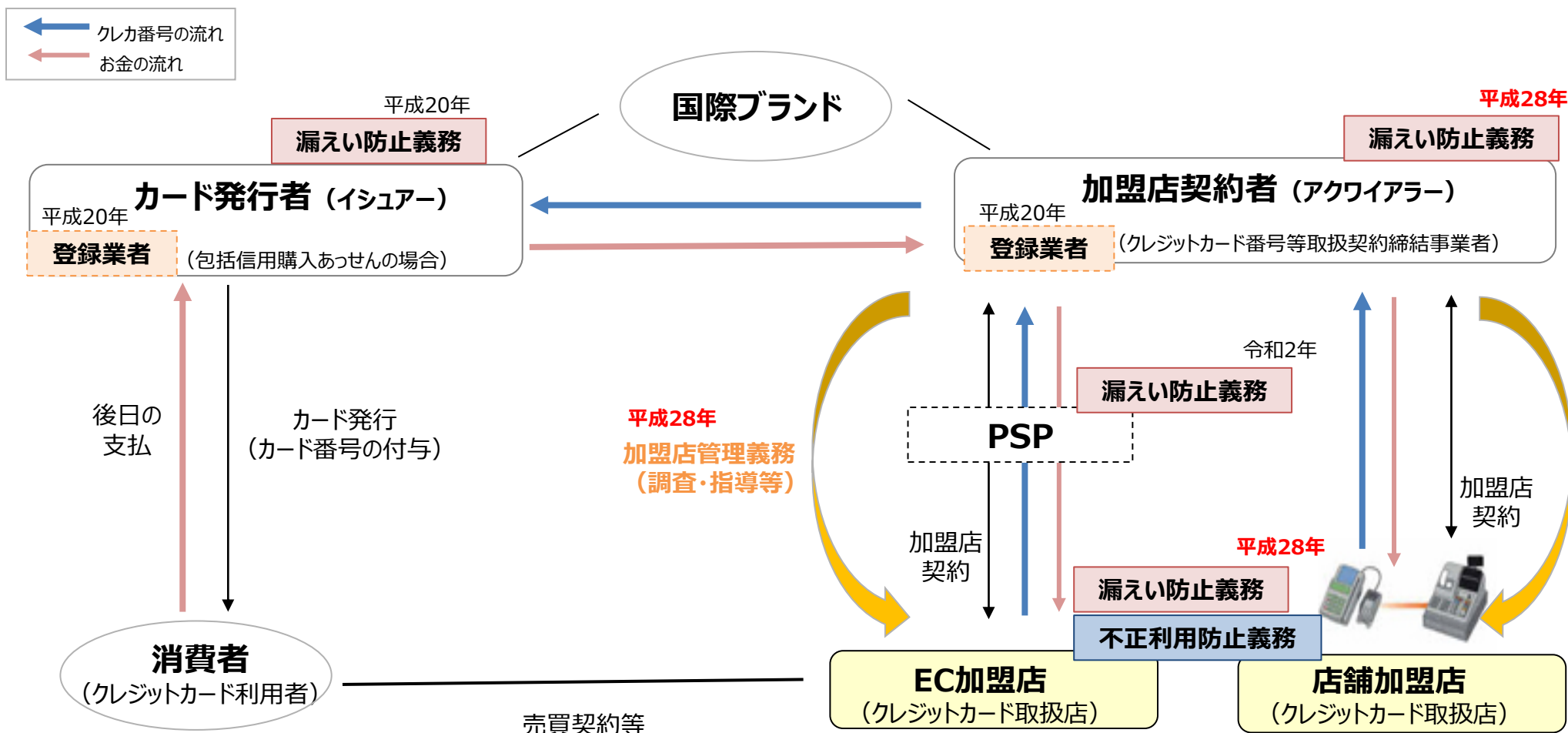
(参考) クレジットカード決済と割賦販売法改正 (平成28年)

- カード発行会社以外が加盟店契約を行うケース（オフアス取引）の増加を踏まえ、加盟店契約を行う者に登録制を導入するとともに、加盟店には漏洩防止、不正利用防止を義務付け。
- 加盟店契約を行う者には、加盟店の義務遵守状況を管理（調査・指導等）することを義務付け。



(参考) クレジットカード決済と割賦販売法改正 (平成28年)

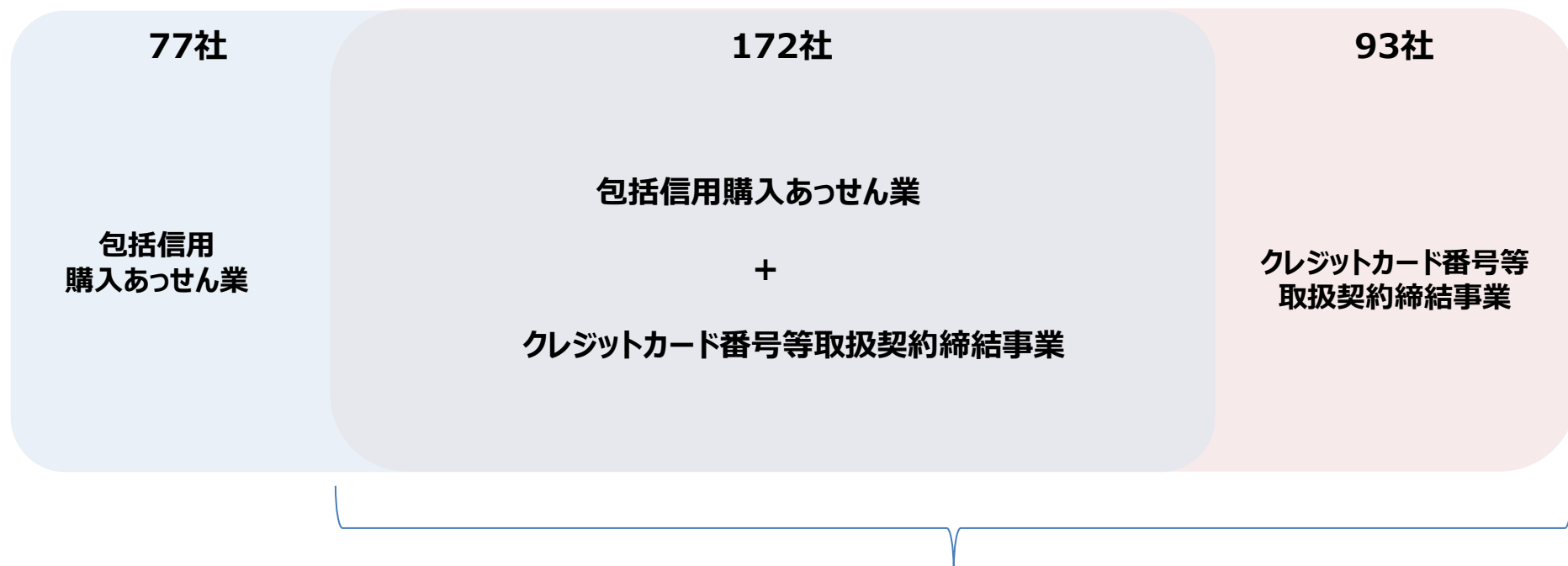
- カード発行会社以外が加盟店契約を行うケース（オフアス取引）の増加を踏まえ、加盟店契約を行う者に登録制を導入するとともに、加盟店には漏洩防止、不正利用防止を義務付け。
- 加盟店契約を行う者には、加盟店の義務遵守状況を管理（調査・指導等）することを義務付け。



クレジットカード番号等取扱契約締結事業者（加盟店契約者）の登録について

- 登録数は265社（2023年7月末現在）。施行直後の150社（2018年12月末）から増加。
- 従前のクレジットカード会社だけでなく、加盟店を束ねる流通系事業者やEC加盟店の決済システム開発を担っていた事業者、コード決済サービスの加盟店を抱える事業者も存在。

登録事業者数（2023年7月末）



クレジットカード番号等取扱契約締結事業者（加盟店契約を行う者）⇒265

(参考) 割賦販売法の改正の変遷

- 割賦販売法は、安全・安心な決済手段を確保するため、過剰与信や加盟店管理などの取引における消費者保護の強化を図ってきた。
- 一方、昨今、クレジットカード番号等や信用情報などの情報管理やセキュリティ対策によるクレジット決済システムの信頼性確保のための対応も比重が増してきているところ。

2008年(平成20年) 改正

- 悪質加盟店・過剰与信に係る消費者トラブルへの対応
- クレジットカード情報及び個人信用情報の漏えいへの対応
加盟店の勧誘行為調査義務、過剰与信防止義務、クレジットカード番号等の適切な管理義務の創設等。

2016年(平成28年) 改正

- 悪質加盟店に係る消費者トラブルへの対応
- 加盟店におけるクレジットカード番号等の漏えい事件や不正利用被害への対応
- これらを管理するアクワイアラーの登録制・加盟店調査等の導入
クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の加盟店調査、登録制の創設。加盟店に対するクレジットカード番号等の適切な管理及び不正利用防止対策の義務付け等。

2020年(令和2年) 改正

- 新しい技術・サービスに対応し、安全・安心に多様な決済手段を利用できる環境整備
少額の分割後払い規制の導入、審査手法の高度化への対応、決済代行業者やQRコード決済事業者等のセキュリティ対策強化等。

最近の行政処分事案

- クレジットカード番号等取扱契約締結事業者において、加盟店の不適正な勧誘、取引に対する加盟店調査の実施、体制整備がなされておらず、指導・契約解除が適切に行われていなかった事案が発生。これまでに、3社に対して業務改善命令を発動（うち、2社はその後、登録取消）。

＜クレジットカード番号等取扱契約締結事業者＞

事業者名	年月	処分内容	処分理由
株式会社S.P.A	令和2年 12月18日	業務改善命令 (法第35条の17の10)	加盟店調査・加盟店指導等の未実施
	令和3年 6月30日	登録取消 (法第35条の17の11)	上記改善命令違反
株式会社 デジカジャパン	令和4年 3月30日	業務改善命令 (法第35条の17の10)	加盟店調査・苦情対応調査の未実施 これらの調査に係る体制整備不備
	令和5年 5月30日	登録取消 (法第35条の17の11)	上記改善命令違反
オーバーシーズ 株式会社	令和5年 9月5日	業務改善命令 (法第35条の17の10)	加盟店調査・加盟店指導等の未実施 これらの調査に係る体制整備不備

最近の行政処分事案

- 個別信用購入あっせんにおいても、加盟店に対する消費者からの苦情の判別、苦情対応調査・加盟店指導等を適正に実施していない事案が散見された。
- 決済代行業者（法第35条の16第1項第4号及び第7号に該当）が不正アクセスを受け、データベースからクレジットカード番号が漏えいした事案が発生。クレジットカード番号等の適切な管理のための措置が適切に実施されていなかったことが確認されたことから、改善命令を発出。

<個別信用購入あっせん>

事業者名	年月	処分内容	処分理由
イオンプロダクト ファイナンス株式会社	令和4年 4月15日	業務改善命令 （法第35条の3の21及び第 35条の3の31）	購入者情報の安全管理措置の実施不備 与信審査・監査等に係る体制整備不備

<クレジットカード番号等取扱事業者>

事業者名	年月	処分内容	処分理由
株式会社 メタップスペイメント	令和4年 6月30日	業務改善命令 （法第35条の17）	クレジットカード番号等の適切な管理措置の不備

平成28年法改正施行 5 年経過後の評価

- アクワイアラー等に対してクレジットカード番号等取扱契約締結事業者（契約締結事業者）の登録・加盟店調査を義務付ける等の仕組みを措置。
- 加盟店調査による悪質加盟店排除は相応の効果があつたのではないか。また、対面取引を中心にクレジットカード情報の管理も相応の効果があつたのではないか。他方、現状の不正利用被害等の状況をふまえると、非対面加盟店における不正利用防止等については課題あり（後述）。

	平成28年改正	実態
・加盟店管理の強化 ・フィンテックの更なる参入を見据えた環境整備	契約締結事業者に対する登録制 ※アクワイアラー・PSPの区分せず。	加盟店契約の審査権限を有する者が登録を取得。 登録後の立入検査において、実際の体制や運用等を確認。
	契約締結事業者の加盟店調査、指導等の措置 契約締結業者に対する改善命令 ①悪質加盟店の排除 ②漏えい・不正利用の防止	加盟店契約のゲートキーパーとして、加盟店の責任を担保。 ①加盟店契約前、随時調査、加盟店情報の共同利用（日本クレジット協会の加盟店情報交換制度（JDM））により、悪質加盟店排除の効果あり。 ②IC対応の端末設置の導入の調査・指導により、対面加盟店での漏えい・不正利用防止には効果あり。非保持化の推奨・オンラインオーソリの実施だけでは、非対面加盟店での漏えい・不正利用防止に不十分。
加盟店での クレジットカード情報の 適切な管理等	クレジットカード番号等の適切管理義務 ※技術水準として、非保持化の推奨。保持する場合はPCIDSSの準拠。	加盟店における大規模漏えい事案は減少。攻撃手法の変化もあり、非保持化の推奨だけでは、非対面加盟店の漏えい事案自体は減少しなかった。 2025年4月以降、EC加盟店での技術水準の引き上げ（脆弱性対応の必須化）による対応に向けて、新規EC加盟店にて試行中。
	クレジットカード番号等の不正利用防止 ※技術水準として、対面加盟店でのIC取引対応による本人認証は必須。非対面加盟店での本人認証は任意。	対面加盟店での不正利用は減少。 番号盗用による非対面加盟店での不正利用は増加。 2025年4月以降、非対面加盟店での技術水準の引上げ（本人認証の必須化）による対応に向けて非対面加盟店にて順次導入中

(参考) 消費者相談の傾向

- 個別信用購入あっせんにかかる相談、包括信用購入あっせんにかかる相談件ともに減少傾向。
- マンスリークリア取引の契約件数、相談件数ともに増加傾向にあるが、相談発生率の比較によれば、分割・リボとマンスリークリア取引の間には大きな差あり。

○契約件数、相談件数、相談発生率の比較

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
個別信用	契約件数	5,010,875	5,118,885	5,206,892	4,983,052	4,483,336
	相談件数	20,006	17,682	16,695	15,018	14,568
	発生率	0.3992516%	0.3454268%	0.3206327%	0.3013816%	0.3249366%
包括信用	契約件数	871,413,295	891,635,789	941,854,631	883,816,801	916,740,974
	相談件数	20,302	21,387	21,690	21,193	18,578
	発生率	0.0023298%	0.0023986%	0.0023029%	0.0023979%	0.0020265%
2か月内払い	契約件数	8,511,103,257	9,441,003,028	11,054,355,764	11,875,131,717	13,422,907,188
	相談件数	59,355	73,045	104,608	135,761	127,974
	発生率	0.0006974%	0.0007737%	0.0009463%	0.0011432%	0.0009534%

<出典>

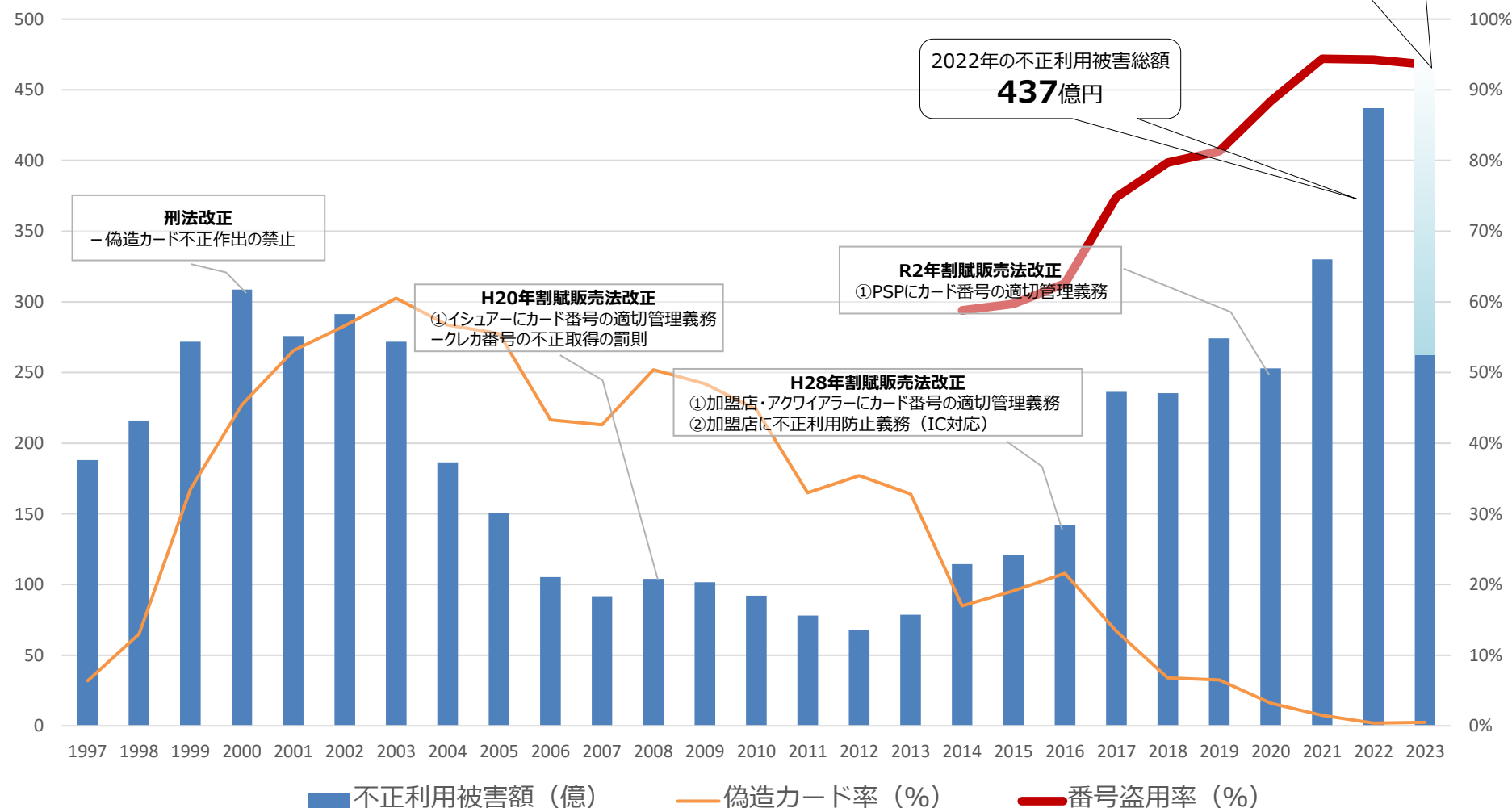
- ・相談件数：独立行政法人国民生活センター「全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）」（令和5年11月6日までの登録分）
※2か月内払いとは二者間、三者間以上の契約か否か、クレジットカードを使用しているか否かに関わらず、翌月一括払い（マンスリークリア）、キャリア決済など2か月以内に支払いが完了する場合の取引
- ・契約件数：日本クレジット協会「日本のクレジット統計」
※包括は28社、個別は17社の数値
- ・発生率：上記数値を用いて事務局にて算出

1－2. クレジットカード決済のセキュリティ 対策の進捗について

クレジット不正利用被害額の状況

- クレジットカードの不正利用額は引き続き増加。

国内発行クレジットカードにおける年間不正利用被害額推移



キャッシュレス決済及びEC取引の普及に伴い、クレジットカード決済市場の規模が増加する一方、サイバー攻撃やフィッシング詐欺の増加等を背景に、クレジットカードの不正利用被害額が増加傾向。こうした中で、非対面取引におけるクレジットカード決済の更なるセキュリティ対策強化を図るため、クレジットカード決済網に関わる多様なプレイヤーによる多面的・重層的なセキュリティ対策の取組を整理。

I. 漏えい防止（クレジットカード番号等の適切管理の強化）

（1）EC加盟店・アクワイアラー等

◆EC加盟店

- 従前の非保持化等の対策に加え、クレジットカード番号等の適切管理義務の水準を引き上げるべく、**ECサイト自体の脆弱性対策を必須化**（システム上の設定不備改善、脆弱性診断、ウイルス対策等）【セキュリティ対策GL改定】
※引き続き、漏えい事案が多発しているOSS（オープン・ソース・ソフトウェア）を利用したサイトの運用の対策（2019年国から注意喚起）も継続強化
- アクワイアラー等からの調査に基づき、ECサイトの脆弱性対策の実施状況を申告
※昨年10月～試行的運用開始
- 「**ECサイト構築・運用セキュリティガイドライン**」（IPA：今年度末策定）等を踏まえた自主的取組の充実 ※対策の例：WAF（Webアプリケーションファイアウォール）の導入等

◆アクワイアラー等

- 加盟店管理（セキュリティチェック）における**EC加盟店調査事項の対象拡大**【セキュリティ対策GL】

※昨年10月～試行的運用開始（再掲）、2025年度～法的義務化
→調査の頻度やシステム整備等、実務的に運用可能な加盟店管理手法となるよう要検討

<継続的検討事項（更なる制度的措置の必要性）>

- 加盟店管理の実効性担保に向けた国の監督の関与の在り方
※他、トークナイゼーションの技術の利用等、将来的な課題も存在

（2）決済代行業者等

<継続的検討事項（更なる制度的措置の必要性）>

- PSPの実態整理を踏まえた監督の在り方、EC決済システム提供者の範囲の明確化

（3）クレジットカード番号等取扱業者

◆イシュー等

- 最新の国際セキュリティ基準「**PCI DSS v4.0**」準拠への移行（～2024年3月末）

<継続的検討事項（更なる制度的措置の必要性）>

- EC加盟店を含む、クレジットカード番号等取扱業者でのセキュリティ対策の表示等

（4）漏えい時のインシデント対応の強化

◆EC加盟店・決済代行業者等

- 漏えい時の**利用者への連絡・公表の早期化**等【業界マニュアル改定】
※「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス検討会」（NISC等）でのガイダンスも参

◆日本クレジット協会（認定割賦販売協会）

- クレジットカード業界のセキュリティ対策に関する**体制強化**（セキュリティ問題の原因・分析等）
- <継続的検討事項（更なる制度的措置の必要性）>
- 漏えい時の国への報告、被害拡大防止・利用者保護に向けたクレジットカード決済サービスの即時停止・再開の判断の明確化

II. 不正利用防止

（1）利用者本人の適切な確認の強化

◆イシュー・EC加盟店

- 不正利用防止措置として、利用者本人しか知り得ない・持ち得ない情報（ワンタイムパスワード・生体認証等）による利用者の適切な確認（**本人認証**）の仕組みを順次導入（～2024年度末）【セキュリティ対策GL改定】
※アカウントの紐付け時の確認等、運用については更なる検討が必要
- 原則全てのEC加盟店で、国際的な本人認証手法「**EMV 3DS**」の導入【セキュリティ対策GL改定】
- 利用者の適切な確認の実効性を担保するため、イシューの**リスクベース認証**の精度の向上（利用者の行動分析、AI等を活用した利用者の行動分析等）
※リスクや取引規模が大きい加盟店での更なる不正利用防止措置の運用検討

<継続的検討事項（更なる制度的措置の必要性）>

- 不正利用防止措置の主体の整理、利用者本人の適切な確認の実効性担保に向けたモニタリング等

（2）不正利用情報の共有化と活用

◆業界横断的な取組

- イシュー間の不正利用情報の共有に向けた枠組みの検討・連携の促進

III. 犯罪抑止・広報周知

（1）フィッシング対策

◆イシュー

- サイトのテイクダウンや送信メールのドメイン管理（**DMARC**）等によるフィッシング詐欺への自衛・推奨

（2）警察等との連携による犯罪抑止

◆国・イシュー・EC加盟店

- 警察庁サイバー警察局や都道府県警等の連携強化による犯罪抑止【業界マニュアルへの反映等】
※「サイバー事案の被害の潜在化防止に向けた検討会」（警察庁）を踏まえて今後具体化（今年度末）

（3）利用者への広報周知

◆日本クレジット協会・イシュー・国

- クレジットの安全・安心な利用に関する利用者への被害防止のための措置の**広報・周知**（利用明細の確認、EMV3DSのワンタイムパスワード設定等）

前回小委員会以降の対策の進捗

- 実務運用ベースで講ずることのできる措置について、随時実施。

<漏えい防止>

- ・ クレジットカード・セキュリティガイドライン改訂【クレジット取引セキュリティ対策協議会】（令和 5 年 3 月）
（2025年 4 月以降、EC加盟店での脆弱性対策の必須化）
- ・ EC加盟店の脆弱性対策に関するセキュリティチェックリストの導入・試行【クレジット取引セキュリティ対策協議会】
（継続中）
- ・ ECサイト構築・運用セキュリティガイドライン制定【IPA】（令和 5 年 3 月）

<不正利用防止>

- ・ クレジットカード・セキュリティガイドライン改訂【クレジット取引セキュリティ対策協議会】（令和 5 年 3 月）
（2025年 4 月以降、EC加盟店での本人認証（EMV 3 DS）の導入の必須化）

<周知・犯罪の抑止>

- ・ カード会社に対するフィッシング対策の要請【国】（令和 5 年 2 月）
ーDMARCの導入による自衛等
- ・ 利用者への広報【国】
ーコンテンツ配信：令和 5 年 3 月～ 4 月
ー政府広報による呼びかけ：令和 5 年 9 月
- ・ サイバー事案の未然防止のための警察庁（サイバー警察局）との連携強化（MOU締結）【国】
（令和 5 年 6 月）

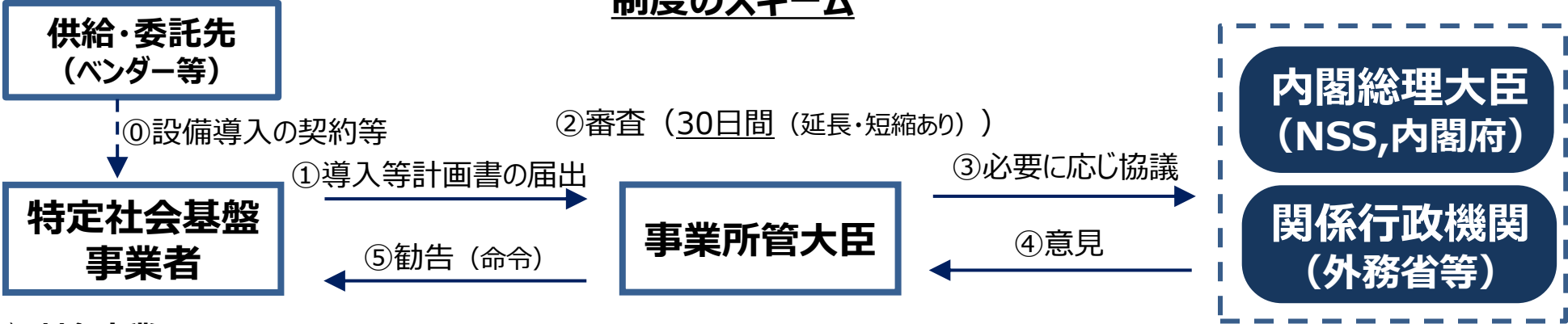


2. 經濟安全保障推進法

基幹インフラの安定的な提供の確保に関する制度の概要

- 基幹インフラの重要設備は、その安定的な提供に支障が生じた場合に国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれのある役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがある。
- そのため、国が一定の基準のもと、基幹インフラ事業（特定社会基盤事業）・事業者（特定社会基盤事業者）を指定し、指定された事業者が、国により指定された重要設備（特定重要設備）の導入・維持管理等の委託をしようとする際には、事前に国に届出を行い、審査を受ける制度を構築。
- 国は、届け出られた計画書に係る特定重要設備が妨害行為の手段として使用されるおそれが大いいと認めるときは、当該計画書を届け出た者に対し、妨害行為を防止するため必要な措置を講じた上で重要設備の導入等を行うこと等を勧告（命令）できる。
- 包括信用購入あっせんの業務を行う事業（クレジットカード業）は本制度の対象事業14分野の一つ。

制度のスキーム



(1) 対象事業

1.電気	2.ガス	3.石油	4.水道	5.鉄道
6.貨物自動車運送	7.外航貨物	8.航空	9.空港	10.電気通信
11.放送	12.郵便	13.金融	14.クレジットカード	

(2) 対象事業者（特定社会基盤事業者）…事業ごとに、事業所管大臣が、省令で基準を作成し、該当する者を指定・告示。

クレジットカード業における規制対象

- 具体の規制対象等は主務省令等で規定することとされており、事業者指定基準及び特定重要設備等は1年6月省令（8月9日公布、11月1日施行）、重要維持管理等、構成設備及び届出事項の内容等は1年9月省令（11月16日公布、11月17日施行予定）によって定められる。
- 対象事業者は、今秋以降、各業所管大臣によって指定される予定。

対象分野（法律） / 特定社会基盤事業の指定（政令）		特定社会基盤事業者の指定基準（1年6月省令）	特定重要設備（1年6月省令）	重要維持管理等（1年9月省令）	構成設備（1年9月省令）
クレジットカード	包括信用購入あっせんの業務を行う事業	・クレジットカード等の会員契約数：1,000万以上かつ ・年間取扱高：4兆円以上 ※年間取扱高、会員契約数それぞれのシェアの合計が大半を確保できる数値を目安として設定。	クレジットカード決済の承認等に係るシステム （①基幹処理 ②取引認証 ③決済電文受理 ④不正利用検知 ⑤信用照会 ⑥代行信用照会等）	・システムの保守点検 ・システムの運用	・業務アプリケーション ・オペレーティングシステム ・ミドルウェア ・サーバー ・その他重要な設備、機器、装置又はプログラム